

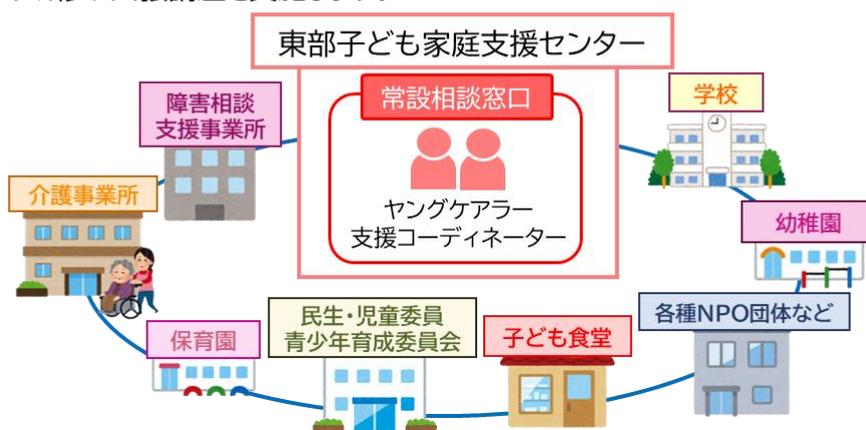
## 【課】令和5年度の取り組みについて

### 【新規・拡充事業1】

#### ヤングケアラー支援コーディネーターの配置

昨年実施した「豊島区ヤングケアラー実態把握調査（対象小学校4年～高校生）」によって、家族の世話や家事などを行っている子どもたちの実態が浮き彫りになりました。家庭内の問題として、見えづらいヤングケアラーを早期に発見し、適切に支援するため、「ヤングケアラー支援コーディネーター」を配置します。

常設の相談窓口で相談を受けるほか、関係機関とも連携しながらアウトリーチを行い、個々の状況を見極めながら適切なコーディネートを行います。またヤングケアラーの正しい理解を促進し、地域に見守りの目を増やすために職員や関係機関向けの研修や出張講座を実施します。



### 【新規・拡充事業2】

#### 発達相談支援事業の拡充

令和4年度には、発達相談の待機期間を短縮するため、子ども家庭支援センターに加えて「区民ひろば」でも発達専門相談（月8日分・40枠）を開始しました。さらに個別指導のニーズが高まっていることから、令和5年度は、職員体制を強化するとともに、子ども家庭支援センターの近くにサテライト会場を確保するなど、体制を強化します。

##### 《 個別指導の強化 》

###### 令和4年度

- ◆ 区民ひろばにおける個別指導開始
- ◆ 個別指導の受入枠の拡充

###### 令和5年度

- ◆ 区民ひろば等における個別指導の拡充
- ◆ 言語聴覚士・作業療法士の増員
- ◆ 心理職・子ども家庭ワーカーの増員



▲言語指導の様子



▲作業療法の様子

お子さんの発育にあわせた、適時・適切な療育の実現

## 【新規・拡充事業3】

### 支援対象児童等見守り強化事業

支援を必要とする子育て世帯の居宅を訪問し、生活状況の把握や食事の提供等を通じて子どもの安全確認と見守りを実施する。

**対象者：**支援対象児童等として登録されている児童、及び支援や見守りを必要とする0歳～18歳の児童及び妊婦等のいる家庭200世帯

**実施方法：**NPO法人に事業委託し実施

**内容：**8月から1月まで、月に1回食料等を支援員が家庭訪問にて配付し、安全確認を行う。夏休み、冬休みも実施することにより、長期休みも地域の見守りが受けられる。

**効果：**地域につながることで、子ども達の見守りの目が広がり、児童虐待の防止や早期発見につながる。

## 【新規・拡充事業4】

### 一時保育事業のWEB予約システムの導入

東・西子ども家庭支援センターで実施している一時保育の利用申込をオンライン化します。区が運用している母子手帳アプリ「母子モ」の「地域の子育て情報」から、ネットで申し込みができるようになります。

・24時間予約受付  
(web予約は前日まで)



・電話等の予約  
も一元管理



・母子手帳アプリ  
「母子モ」内の、  
このスペースに予約  
ボタンを設置します

# 子ども家庭支援センターの連携イメージ

## 子ども家庭支援センター

### 主事業

相談事業（東部C・西部C）

広場事業（東部C・西部C）

一時保育事業（東部C・西部C）

育児支援ヘルパー事業（東部C・西部C）

地域組織化活動事業（東部C・西部C）

子どもショートステイ事業（東部C・西部C）

### 付加事業

発達支援事業（西部C）

子どもの権利擁護事業（子どもの権利G）

## 子育て支援課

### 庶務・事業G

（子育てインフォメーション・  
ファミリーサポートセンター）

### 子ども家庭・女性相談G

### 児童給付G

連携  
情報共有

連携・情報共有

連携  
情報共有

## 児童相談課

子ども若者課：中高生センタージャンプ アシスとしま すずらんスマイルプロジェクト  
保育課：公立・私立保育園 など

連携  
情報共有

公立・私立小中学校 公立・私立幼稚園 子どもスキップ 区民ひろば 保健所  
民生・児童委員 社会福祉協議会 児童相談所 警察署 など



## 子ども家庭支援センター運営協議会 資料

# 豊島区児童相談所について



子ども家庭部 児童相談課長 小林 拓

# 豊島区児童相談所開設までの主な歩み

日付	内容
平成28年10月25日	政策経営会議にて長崎健康相談所を改築し児童相談所及び一時保護所を整備する意思決定
平成28年12月13日	長崎健康相談所建替えに関する <b>住民説明会(第1回)</b>
平成30年6月15日	長崎健康相談所改築工事に関する <b>住民説明会(第2回)</b>
平成30年10月18日	旧長崎健康相談所解体工事に関する <b>住民説明会(第3回)</b>
平成31年3月27日	長崎健康相談所・児童相談所等複合施設の改築工事の計画変更に関する <b>住民説明会(第4回)</b>
令和2年4月16日	長崎健康相談所・児童相談所等複合施設の改築工事に関する <b>住民説明会(第5回)</b>
令和3年5月28日～ 11月29日	児童相談所設置に係る東京都との確認作業 全3回(5/28・8/25・11/29) 厚生労働省との児童相談所設置に係る事前協議(9/30)
令和4年1月31日	児童福祉法第59条の4第1項に基づく政令で定める市の指定要請(国への要請)
令和4年6月14日	豊島区を「児童相談所設置市」とする児童福祉法施行令の一部を改正する政令の閣議決定
令和4年6月17日	豊島区を「児童相談所設置市」とする改正児童福祉法施行令公布
令和4年6月25日	長崎健康相談所・児童相談所等複合施設に係る地域説明会

意思決定から  
7年目の開設

※特別区児童相談所は、世田谷区・江戸川区・荒川区・港区・中野区・板橋区が開設、豊島区は7番目

# 施設概要

\*建物は、令和4年10月31日竣工済



住 所:豊島区长崎3-6-24

西武池袋線 東長崎駅北口より徒歩7分

// 椎名町駅北口より徒歩8分

〔フローア簡易図〕

3階	児童相談所
2階	児童相談所(一時保護所)
1階	長崎健康相談所・消防団施設
地下1階	長崎健康相談所

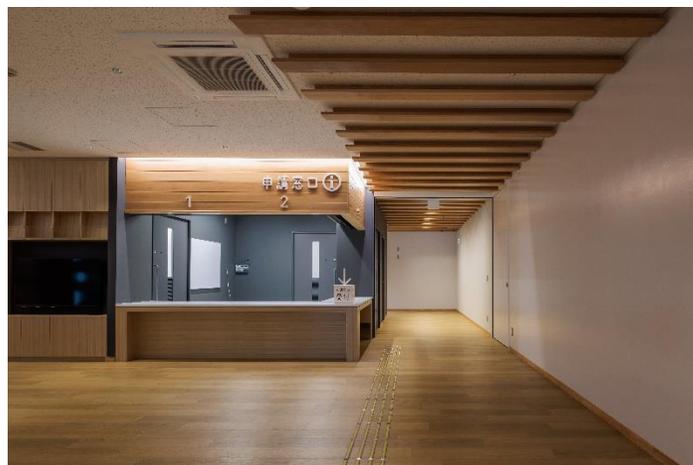


※敷地面積:1500.79㎡/延床面積:3239.34㎡/建物構造:RC(鉄筋コンクリート造)/階数:地上3階・地下1階

# 豊島区児童相談所・長崎健康相談所の内観



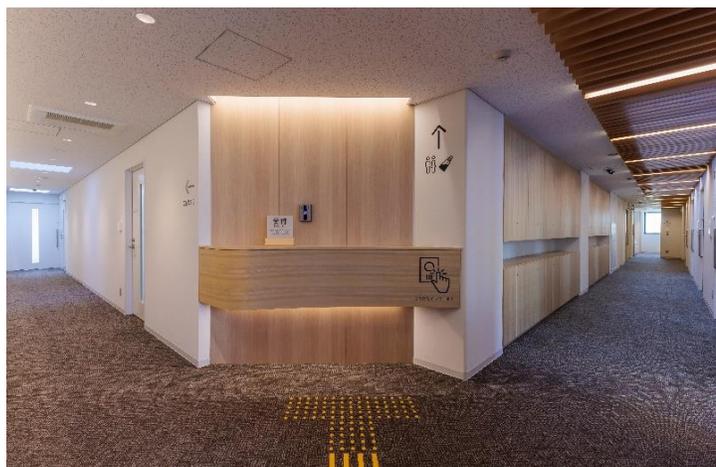
1階 エントランス



1階 長崎健康相談所 待合室



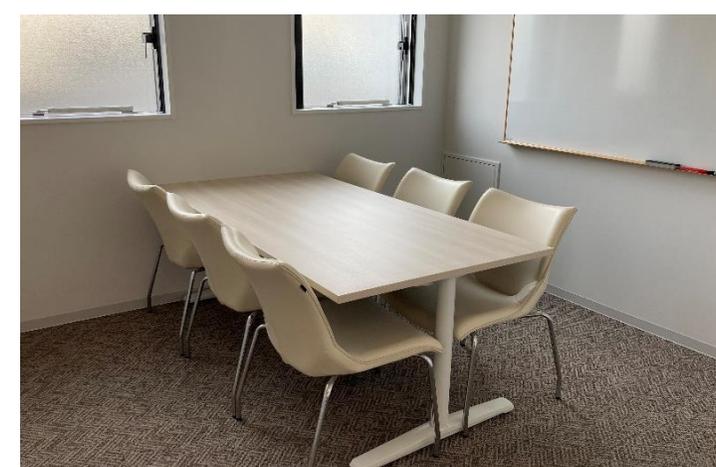
1階 長崎健康相談所 心理相談室



3階 児童相談所 受付



3階 児童相談所 待合室



3階 児童相談所 相談室

※内装には区の友好都市である秩父産木材を活用し、明るく温かみのある室内環境を整備

# 一時保護所の内観



保護所入口



リビング



食堂と学習室



運動場

一時保護所は2歳から18歳の児童を対象とし、幼児4名、学齢男子4名、学齢女子4名、計12名を定員とする。

室内は、ワンフロアで日差しが入る明るく開放的なリビングがあり、幼児や学齢児童と一緒に生活できるような環境が整備されている。

また、子どもの生活全般を支援する保育士や児童指導員、子どもの健康を守る看護師、子どもの学習を担当する学習指導員などの多種多様な職員を配置し、子どもたちの最善の利益を保障していく。

# 豊島区児童相談所・長崎健康相談所等複合施設について

## ～新たな子ども・子育ての相談拠点～

**子育て・母子保健部局の連携のさらなる強化**  
妊娠・出産から子育てに至るまでの相談拠点として、切れ目  
ない支援の充実を図る。



▲子育て健康講座(イメージ)

子育て  
健康支援

## 新たなコミュニティを創出！

各種イベントの実施や交流スペースの活用により、新たな賑わい  
を創り出し、まちの価値をさらに高める。



▲長崎獅子舞(イメージ)

地域の  
文化財

## 消防団施設を併設！

地域防災の中核的な役割を担う消防団施設を併設し、地域の  
安全・安心を総合的に守る。



▲消防団放水訓練(イメージ)

地域の  
安全・安心

※母子保健機能(保健所)を併設した児童相談所として整備され、23区初となる。

# 豊島区児童相談所

令和5年2月1日 開設

子どもにとっての『最善の利益』を実現するため、関係機関と連携して家族等への援助を行い、問題を解決していく専門相談機関です。

## ▼相談の種類

児童福祉司、児童心理司、保健師、医師、弁護士等が連携し、一人ひとりに合わせた支援を行う。

### 養護相談

- ・養育が困難になったときの相談
- ・児童虐待に関する相談など

### 障害相談

- ・愛の手帳の取得に関する相談
- ・子どもの発達に関する相談など

### 非行相談

- ・金銭持ち出し等に関する相談
- ・家出に関する相談など

### 育成相談

- ・子どもの行動に関する相談
- ・家庭内暴力の相談など

## ▼一時保護機能を併設

児童相談所では、子どもの心身の状況、置かれている環境やその他の状況を把握するため、必要に応じて一時保護を行う。

子どもの権利を守る



安全・安心な生活を保障する

## ▼愛の手帳の判定

知的障害のある方が各種サービス(手当や制度等)を受けるために交付される手帳。

豊島区在住で18歳未満の方は、令和5年2月からは愛の手帳の判定機関が豊島区児童相談所となる。

## ▼里親の認定登録

2月から豊島区にて里親の認定登録を行う。

※フォスタリング機関(二葉乳児院)

※豊島区は「児童相談所設置市」に指定されたことにより、2月から新たに16の事務が東京都から移管される。

# 組織体制

開設時の職員数:101名(予定) 常勤55名/会計年度任用職員46名

児童相談所長(部長級)	児童相談課長	管理グループ	庶務担当	事務職員(8) 会計年度任用職員:事務員(2)	庶務事業、施設維持管理、児童相談所の運営管理 等
			措置費担当		措置費・一時保護委託費の支払い、費用徴収、負担金・補助金 等
		相談・調整グループ		児童福祉司(5)、保健師(1) 会計年度任用職員:業務指導員(1)、電話相談受付員(2)、虐待対応協力員(5)、警察OB(2)	相談・通告の受付、初動対応、ケースの振り分け 等
		児童福祉グループ	地域担当	児童福祉司(9) 会計年度任用職員:業務事務員(2)	子ども・保護者・関係者への支援・指導および調整 等
			家庭養護担当	児童福祉司(2) 会計年度任用職員:地域支援指導員(2)	里親登録・育成支援、里親委託、特別養子縁組の推進・フォスタリング機関との調整 等
		心理支援グループ		児童心理司(8)	子ども・保護者への心理治療・心理教育、医師との連携・調整、心理診断、判定業務(愛の手帳・特別児童扶養手当関係) 等
一時保護グループ		児童指導員(18)、心理療法担当(1)、栄養士(1) 会計年度任用職員:福祉業務専門員(5)、心理療法担当(1)、看護師(2)、管理業務支援員(2)、学習指導員(3)、用務員(2)、夜間支援員(15)	保護児童の生活指導、健康管理、行動観察、行動診断 等		

※児童福祉司16名の内3名を、児童心理司8名の内1名をSVとして配置し、職員の相談援助力の向上を図る

# 関係機関との連携による相談対応

一時保護など法的対応の専門機関である「児童相談所」と身近な子育て相談機関である「子ども家庭支援センター」が区の児童相談行政の両輪となり、母子保健局(池袋保健所・長崎健康相談所)や関係機関との連携を通じて、身近な相談からハイリスクな相談までの多種多様な相談に対して的確な支援を行う。

## 夜間休日の緊急を要する児童虐待連絡体制

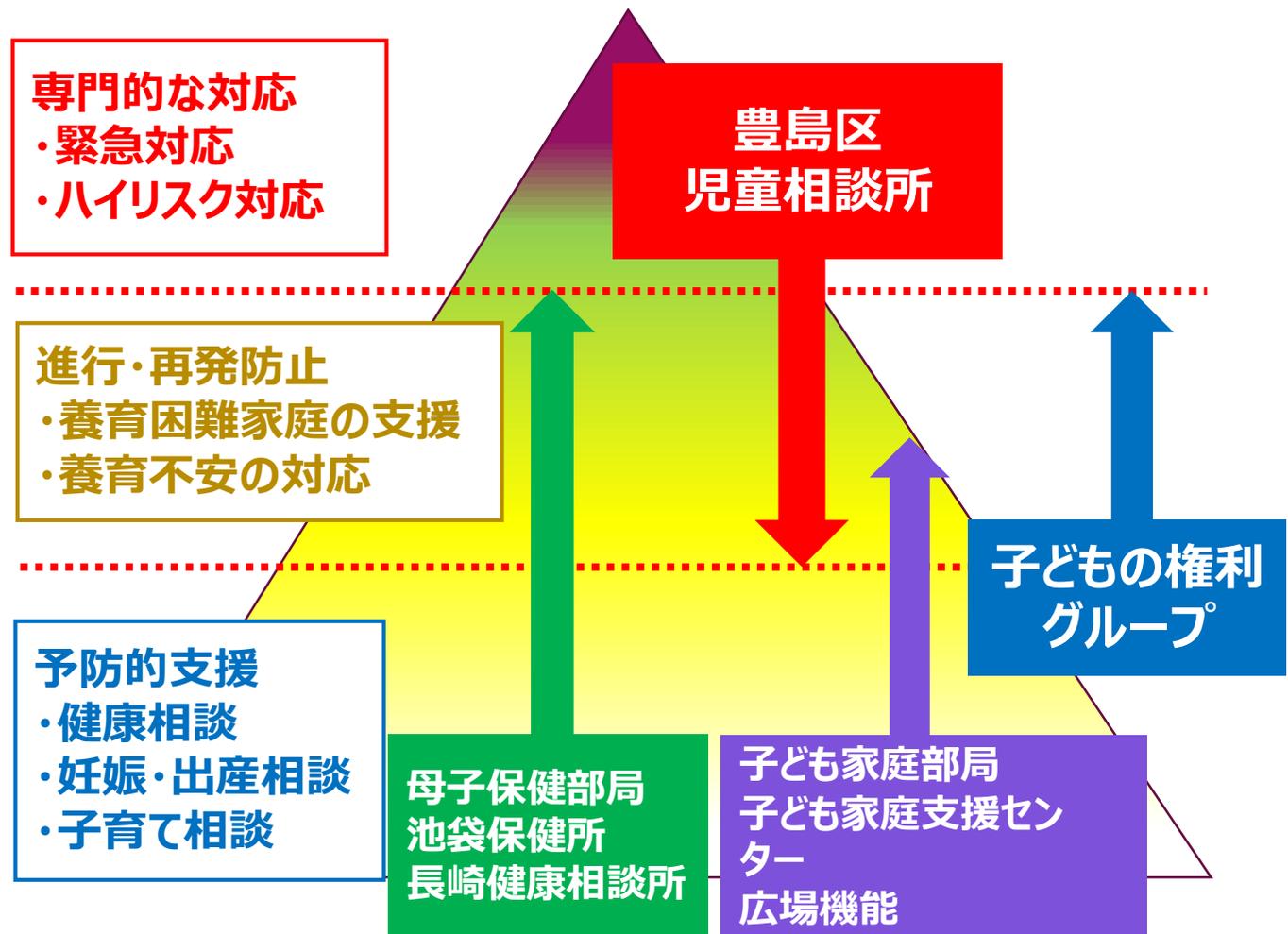
### ○閉庁時の緊急連絡体制

→平日は午後5時から翌朝午前9時まで、休日は24時間民間事業者に電話対応を委託

### ○虐待通告等への48時間以内の安全確認体制

→対応する職員のローテーション体制を整備

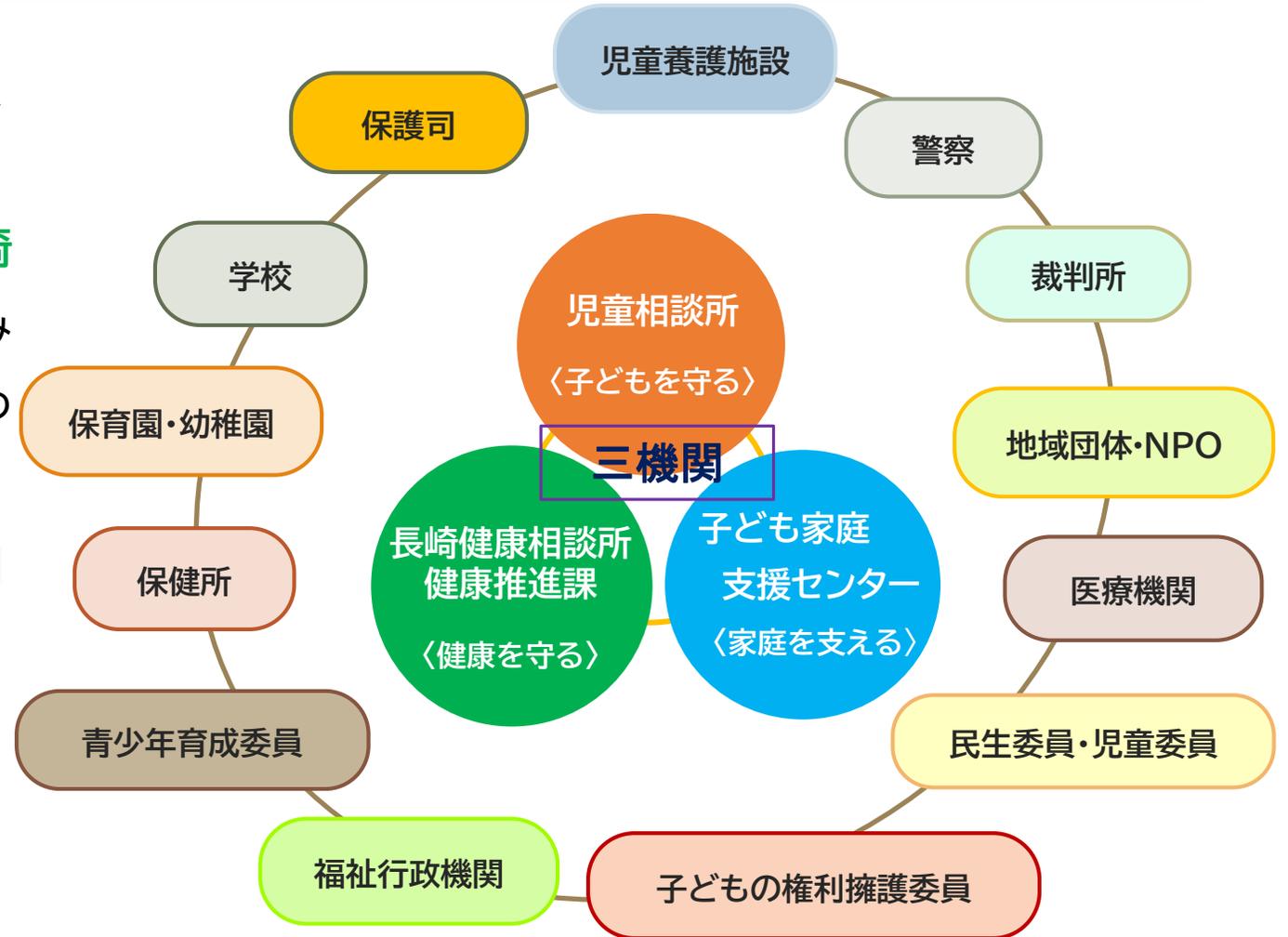
### ○警察との連携体制



# “オールとしま”による児童相談体制

増加しつづける児童虐待等の相談に対して、「児童相談所」と「子ども家庭支援センター」に母子保健の専門機関である「池袋保健所・長崎健康相談所」を加えた三機関が核となる仕組みにより、それぞれの専門性を活かした迅速かつ適切な対応を行う。

関係機関との連携と地域のネットワークを活用した“オールとしま”による児童相談支援体制を確立し、虐待の疑いのある子どもとその家庭の早期発見、早期対応と予防に努め「児童虐待ゼロ」を目指していく。



※三機関の取組みについて検討を重ね、運用に係る「三機関連携マニュアル」を整備する。

## ◆ (仮称)としま子どもの権利擁護センターの設置

子どもの権利を擁護する第三者機関として、中立性及び独立性を担保する「(仮称)としま子どもの権利擁護センター」を設置します。また、子どもからの相談を受けたり、子どもの権利擁護委員の補佐等をする「子どもの権利相談員」を新たに2名配置します。

子どもにとって親しみのある施設へアウトリーチしながら、子どもたちの相談や声から権利侵害を早期発見することで、子どもの権利救済につなげます。

### ▼事業イメージ図

第三者機関として  
中立性及び独立性を担保

豊島区児童相談所  
(一時保護所入所児童)



区民ひろば(26施設)

定期巡回  
出張相談

(仮称)としま子どもの権利擁護センター

子どもの権利擁護委員  
(弁護士2名、臨床心理士1名)



権利擁護委員  
を補佐

子どもの権利相談員  
(会計年度職員:2名)



中高生センタージャンプ  
(2施設)

定期巡回  
出張相談

- 子どもへアウトリーチ
- 施設職員や子どもへ助言
- ケースに応じて相談

区立小・中学校

- 子どもスキップ(22施設)への定期巡回・出張相談
- 区立小・中学校での子どもの権利学習プログラムの実施

